



## 危険物の取扱作業の保安に関する講習会の開催について（公告）

消防法（昭和23年法律第186号）第13条の23の規定により、危険物の取扱作業の保安に関する講習を次のとおり開催する。

令和7年4月1日

新潟県知事 花 角 英 世

### 1 講習会の期日及び場所

開催地	講習会場	講習種別	講習期日
新潟市	新潟テルサ	一般	令和7年6月20日（金）
新発田市	新発田市生涯学習センター	一般	令和7年6月24日（火）
上越市	リージョンプラザ上越	一般	令和7年7月8日（火） 令和7年7月9日（水）
長岡市	長岡リリックホール	一般	令和7年7月17日（木）
三条市	三条市体育文化会館	給油取扱所、一般	令和7年7月24日（木）
新潟市	新潟テルサ	一般	令和7年7月29日（火）
村上市	村上市教育情報センター	一般	令和7年8月6日（水）
新潟市	新潟テルサ	給油取扱所、一般	令和7年8月22日（金）
十日町市	十日町地場産センタークロス10	一般	令和7年8月26日（火）
長岡市	長岡リリックホール	一般	令和7年9月4日（木）
柏崎市	柏崎市文化会館アルフォーレ	一般	令和7年9月10日（水）
南魚沼市	南魚沼市ふれ愛支援センター	一般	令和7年9月17日（水）
上越市	リージョンプラザ上越	一般	令和7年9月24日（水） 令和7年9月25日（木）
糸魚川市	糸魚川建設会館	一般	令和7年10月1日（水）
佐渡市	アミューズメント佐渡	一般	令和7年10月7日（火） 令和7年10月8日（水）
新潟市	新潟テルサ	給油取扱所、一般	令和7年10月10日（金）
小千谷市	小千谷市総合福祉センターサンラックおぢや	一般	令和7年10月17日（金）
新発田市	新発田市生涯学習センター	一般	令和7年10月24日（金）
新潟市	新潟テルサ	一般	令和7年11月5日（水）
燕市	燕市文化会館	給油取扱所、一般	令和7年11月20日（木）

### 2 講習の対象者

危険物製造所、貯蔵所又は取扱所において、現に危険物の取扱作業に従事している危険物取扱者及び現に危険物の取扱作業に従事していないが、受講を希望する危険物取扱者とする。

### 3 講習時間等

受付時間 午前の講習の場合は、9時から

午後の講習の場合は、13時から

講習時間 午前の講習の場合は、9時30分から12時30分まで

午後の講習の場合は、13時30分から16時30分まで

### 4 受講申請受付期間

- (1) 講習期日が6月20日（金）のときは、令和7年5月16日（金）から30日（金）まで
- (2) 講習期日が6月24日（火）のときは、令和7年5月20日（火）から6月3日（火）まで
- (3) 講習期日が7月8日（火）、9日（水）のときは、令和7年6月3日（火）から17日（火）まで
- (4) 講習期日が7月17日（木）のときは、令和7年6月12日（木）から26日（木）まで
- (5) 講習期日が7月24日（木）のときは、令和7年6月19日（木）から7月3日（木）まで
- (6) 講習期日が7月29日（火）のときは、令和7年6月24日（火）から7月8日（火）まで
- (7) 講習期日が8月6日（水）のときは、令和7年7月2日（水）から16日（水）まで
- (8) 講習期日が8月22日（金）のときは、令和7年7月18日（金）から8月1日（金）まで
- (9) 講習期日が8月26日（火）のときは、令和7年7月22日（火）から8月5日（火）まで
- (10) 講習期日が9月4日（木）のときは、令和7年7月31日（木）から8月14日（木）まで
- (11) 講習期日が9月10日（水）のときは、令和7年8月6日（水）から20日（水）まで

- (12) 講習期日が9月17日(水)のときは、令和7年8月13日(水)から27日(水)まで
- (13) 講習期日が9月24日(水)、25日(木)のときは、令和7年8月20日(水)から9月3日(水)まで
- (14) 講習期日が10月1日(水)のときは、令和7年8月27日(水)から9月10日(水)まで
- (15) 講習期日が10月7日(火)、8日(水)のときは、令和7年9月2日(火)から16日(火)まで
- (16) 講習期日が10月10日(金)のときは、令和7年9月5日(金)から19日(金)まで
- (17) 講習期日が10月17日(金)のときは、令和7年9月12日(金)から26日(金)まで
- (18) 講習期日が10月24日(金)のときは、令和7年9月19日(金)から10月3日(金)まで
- (19) 講習期日が11月5日(水)のときは、令和7年10月1日(水)から15日(水)まで
- (20) 講習期日が11月20日(木)のときは、令和7年10月16日(木)から30日(木)まで

5 受講申込先

新潟市中央区新光町15番地2 新潟県公社総合ビル内

郵便番号950-0965 電話番号025-285-3490

公益財団法人新潟県危険物安全協会

6 受講手数料

5,300円(記入式納付書の納付済証を受講申請書の手数料欄に貼付すること。)

7 その他

- (1) 受講当日、受講者は危険物取扱者免状、受講票及び筆記用具を持参すること。
- (2) 受講申請書は、公益財団法人新潟県危険物安全協会及びその地区支会、市町村消防本部(署)並びに新潟県防災局消防課に準備してある所定の用紙を使用すること。
- (3) この講習についての照会は、公益財団法人新潟県危険物安全協会(電話番号025-285-3490)へ行うこと。